

「營業稅納稅人納稅申告弁法」

2005年12月16日

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

国家税務総局「當業税納税申告弁法」の公布に関する通知について

国税発[2005]202号

交通運輸業、娯楽業、サービス業、建築業の當業税納税人は、税務機関が簡易申告方式を審査批准した場合を除くほか、本弁法に従い納税申告を行うこと。

郵便電話通信業、文化体育業、無形資産の譲渡、ならびに不動産を販売する場合の當業税納税人は現在のところは各地の申告弁法に従って納税申告を行うこと。

金融保険業の當業税納税人は現在のところは「国家税務総局(金融保険業當業税申告管理弁法)に関する通知(国税発[2002]9号)」に従って納税申告すること。

国家税務総局
2005年12月16日

1. 営業税納税申告弁法(和文)

2. 附表(各種申請書式は[原文\(中文\)](#)の後半の附表(総括表及び業種別表)を参照)

- (1) 営業税納税申告表
- (2) 交通運輸業當業税納税申告表
- (3) 娯楽業當業税納税申告表
- (4) サービス業當業税納税申告表
- (5) サービス業減額控除項目金額申告明細表
- (6) 建築業當業税納税申告表
- (7) 異地での建築業労務提供による税金納税情況申告表

※「異地」: 独立確定計算する当該企業所在地管轄税務機関の管轄範疇外の行政区域のこと(附表裏面記載上の注意1. 第2段参照)

當業税納税申告弁法

「中華人民共和国税収徵收管理法」およびその実施細則、「中華人民共和国當業税暫行条例」の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

一、 税務機関が簡易申告方式によることを批准した當業税納税人を除くほか、その他の當業税納税人はひとしく本弁法に従い納税申告を行うこと。

二、 納税申告資料

本弁法により納税申告するすべての當業税納税人は以下の資料により申告送付しなければならない。

- 1. 営業税納税申告表(附表1)
- 2. 本納税人に當業税が発生する課税対象の該当税目に応じて、それぞれの税目に対応する當業税納税申告附表(附表2~7)を記載し報告すること。同時に2種類あるいはそれ以上の税目に該当する課税行為である場合は、それぞれ対応する納税申告附表を同時に記載報告すること。
- 3. 税金控除収納機(原文: 税控收款機)を使用している納税人は、税金控除収納機 ICカードと一緒に申告送付すること
- 4. 主管税務機関が規定するその他関連資料

納税人申告資料の申告送付方式、申告送付する具体的部数は省の一級地方税務局が確定する。
「當業税納税申告表」およびその附表は、納税人が主管税務局において受領すること

三、申告期限

月(季)により納税申告する納税人の申告期限は翌月1日から10日までとする。最終日が法定休日である場合は1日順延する。毎月1日から10日までの間に連續3日以上の法定休日がある場合は、当該法定休日の日数に応じて申告期限を順延する。

四、罰則

(一)納税人が申告期限内に納税申告手続きおよび納税資料の申告送付を行わない場合は、「中華人民共和国税収徵收管理法」第62条の規定に従い処罰する。

(二)納税人が税務機関から納税申告を通知されたが申告しない、あるいは虚偽の納税申告を行った場合は、「中華人民共和国税収徵收管理法」第63条の関連規定により処理する。

(三)納税人が納税申告を行わない、納税しない、あるいは、過少納税する場合は、

「中華人民共和国税収徵收管理法」第64条の関連規定により処罰する。

(四)納税人、徴税義務人が虚偽の納税額計算明細書を編纂した場合は、「中華人民共和国税収徵收管理法」第64条の関連規定により処罰する。

附表

(1)當業税納税申告表、記載上の注意

(2)交通運輸業當業税納税申告表、記載上の注意

(3)娯楽業當業税納税申告表、記載上の注意

(4)サービス業當業税納税申告表、記載上の注意

(5)サービス業減額控除項目金額申告明細表、記載上の注意

(6)建築業當業税納税申告表、記載上の注意

(7)異地での建築業労務提供による税金納税情況申告表、記載上の注意

※「異地」:独立確定計算する当該企業所在地管轄税務機関の管轄範疇外の行政区域のこと(附表裏面記載上の注意1. 第2段参照)